

○御嵩町予定価格の事後公表要領

平成30年3月13日

訓令甲第5号

改正 令和2年2月26日訓令甲第12号

(趣旨)

第1条 この要領は、御嵩町（次条及び第3条において「町」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び公共工事に関する測量、設計又は調査等委託業務（以下「工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下この条及び次条において「競争入札」という。）の適正な競争性の確保を図るため、御嵩町契約規則（昭和39年規則第7号）第10条第1項に定める予定価格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けたとき、又は別に定める低入札価格調査基準価格を設けたときは、これらを含む。）を競争入札執行後に公表（以下「事後公表」という。）をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(令2年訓令甲12・一部改正)

(事後公表の対象)

第2条 事後公表の対象は、町が競争入札に付する建設等とする。ただし、御嵩町契約審査委員会（御嵩町契約審査委員会要綱（平成16年訓令甲第17号）第1条に規定する契約審査委員会をいう。）において予定価格の事前公表によるものと判断した場合は、この限りでない。

(事後公表の方法)

第3条 事後公表は、入札結果執行一覧の閲覧及び町ホームページへの掲載により行うものとする。

(事後公表の時期)

第4条 事後公表は、契約日以後、遅滞なく行うものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、予定価格の事後公表に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成30年3月13日訓令甲第5号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(御嵩町建設工事請負契約等に関する予定価格の事前公表要領の廃止)

2 御嵩町建設工事請負契約等に関する予定価格の事前公表要領（平成13年訓令甲第8号）は、廃止する。

附 則（令和2年2月26日訓令甲第12号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。